

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5	繊維機械及びミシン

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5	全	繊維機械及びミシン
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
定義		
繊維製品の製造に使用する繊維機械器具及びミシンを分類する。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
K0 K1～K9に属さないその他の産業用機械器具 K1 利器及び工具 K2 漁業用機械器具 K3 農業用機械器具, 鉱山機械, 建設機械等 K4 食料加工機械等 K6 化学機械器具 K7 金属加工機械, 木材加工機械等 K8 動力機械器具, ポンプ, 圧縮機, 送風機等 K9 産業用機械器具汎用部品及び付属品		
分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-0	その他の繊維機械及びミシン

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-0	全	その他の繊維機械及びミシン
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		

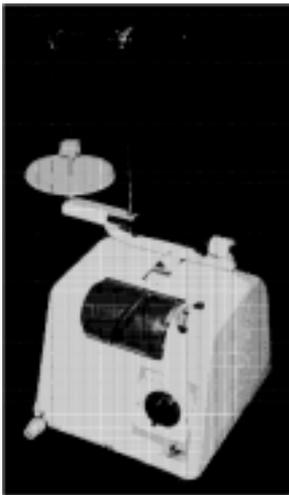
定義

K5代共通の定義

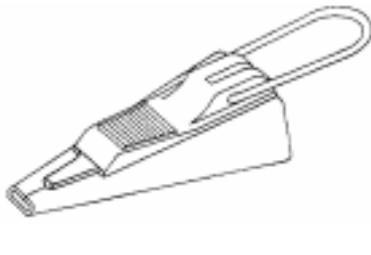
繊維がその原材料から製品にまで仕上げられる工程を行う機械、又は、繊維製品に二次的加工を施す機械。ただし、裁縫具を除く。(→C0-3代)

K5-0には下位分類に属さないものを分類する。

登録 1011288-001
糸巻取機



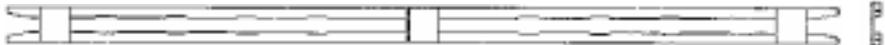
登録 0976435
裁縫用バイアステープ作成具



登録 0940019
マーク裁断機

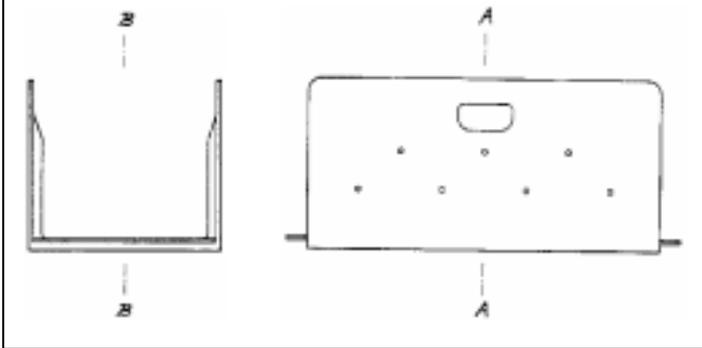


登録 0545733
ファスナー取付用治具



登録 0345573

キイトバコ



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

糸巻取機

布地艶消し用研磨材

マーク裁断機

ファスナー取付用治具

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-10	繊維機械

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
K5-10	全	繊維機械	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
定義			

K5-1代共通の定義

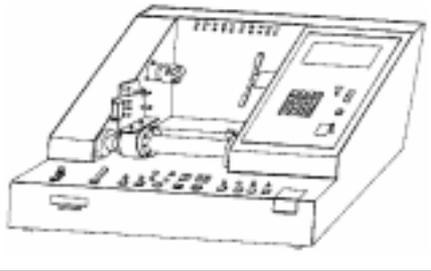
繊維がその原材料から製品にまで仕上げられる工程の中の紡績製糸、製織編組および染色整理の工程を行う機械の総称であって、天然繊維における天然物からの繊維の分離、人造繊維または合成繊維における原料の造成および化学反応による糸状分子の形成、また、布地糸などの加工して衣料その他の服飾品などを製作する機械器具は含まれない。

K5-10には下位分類に属さないものを分類する。
 例えば、紡ぎ糸給送機、合成繊維用ワインダー、糸巻再生器、植毛器など。
 単独で機械として使用できるものに限る。

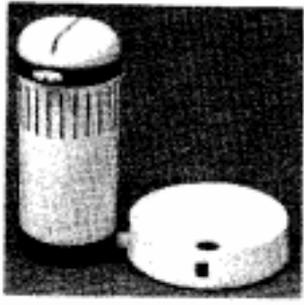
登録 1114384
 紡ぎ糸給送機



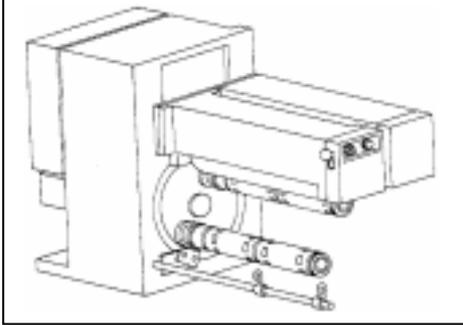
登録 0818795
 糸巻き機



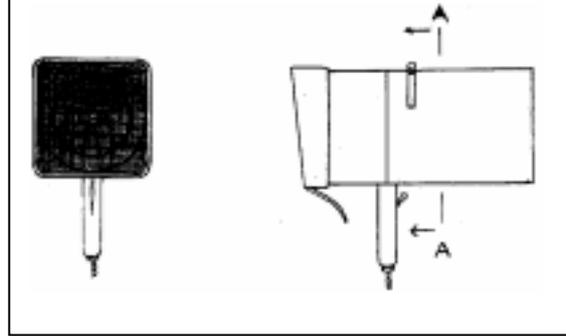
登録 0471978
 繊維再生用蒸気発生器



登録 0444528-001
ゴウセイセンイヨウワインダ



登録 0142911
植毛器



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

上記定義に該当する繊維機械の部品、あるいは繊維機械に付屬的に使用するものはK5-190。
(ただし植毛器等の縫い針はK5-2391)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

紡ぎ糸給送機	糸巻き機	繊維再生用蒸気発生器
合成繊維用ワインダー	植毛器	毛糸再生器

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-11	紡績機械

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-11	全	紡績機械

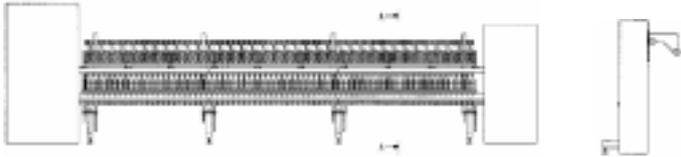
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

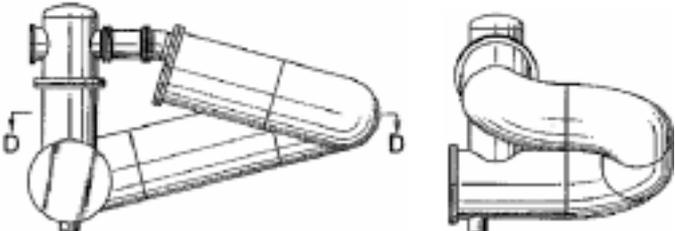
この分類に含まれる物品		
開織機	打綿機	梳綿機
練篠機	粗紡機	精防機
合撚糸機	撚糸機	洗毛機
乾毛機	羊毛洗浄機	

定義
 紡績の過程で使用される機械。紡績は、綿、毛などの原料から、これを紡いで糸をつくる工程のことをいう。ただし、蚕の繭から繊維を取り出して生糸をつくる機械類は除く。(→K5-17)

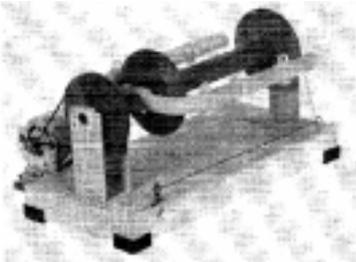
登録 1099760
 精紡機



登録 1090047
 繊維用解撚機



登録 0718760
 手紡ぎ機



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		
精紡機	撚糸機	繊維用解撚機
手紡ぎ機	和紡糸機	

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-119	紡績機械用部品及び付属品

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-190	一	繊維機械部品及び付属品(そのうち紡績機械専用のもの)
K5-191	全	紡績機械用リング及び紡績機械機械用トラベラー
K5-192	全	紡績機械用ボビン

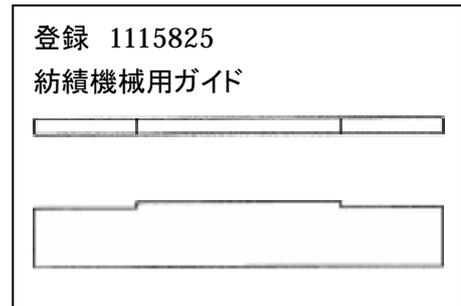
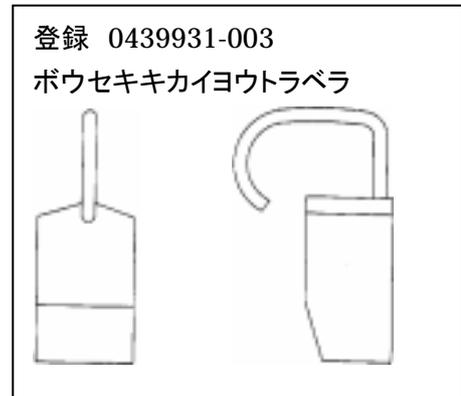
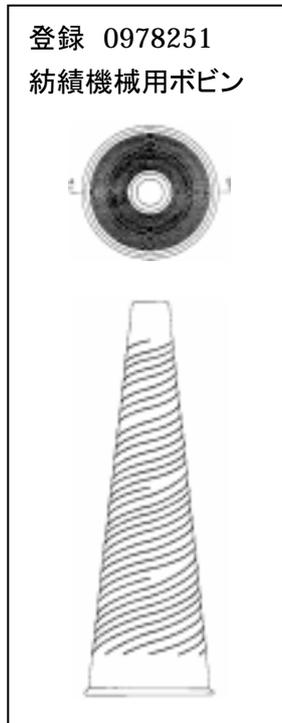
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
紡績機械用リング	紡績機械用トラベラー	紡績機械用ボビン
紡績機械用スピンドル		

定義

紡績機械にのみ使用する部品及び付属品。
 紡績機械に使用されることが明らかな形態のものや、物品名等に「紡績機械用」と記載されているものに限
 定する。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**この分類に含まれない物品**

織機用部品及び付属品(K5-139)

編み機用部品及び付属品(K5-16900)

その他の繊維機械用部品及び付属品(K5-190)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**過去に分類した物品の名称**

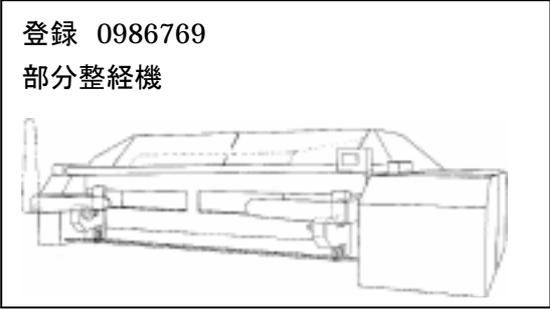
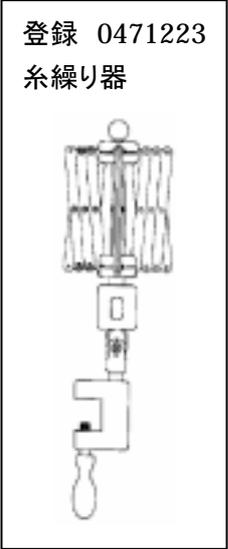
紡績機械用リング

紡績機械用トラベラー

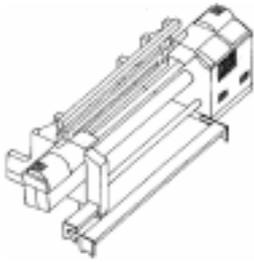
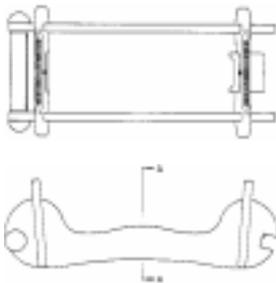
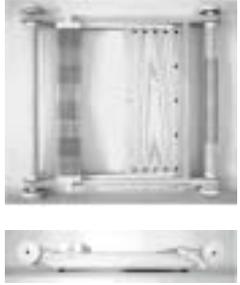
紡績機械用ボビン

紡績機械用ガイド

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-12	製織準備機械

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-12	全	製織準備機械
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
繰り返し機	整経機	のり付け機
巻き返し機		
定義		
<p>糸を最も能率的に織る目的で準備を施す機械 (注意)のり付け機は製織中にたて糸が、おさ、ヘルドなどの摩擦で羽立ったり、弱くなったりすることを防ぐものである。</p>		
登録 0986769 部分整経機 	登録 0798005 箆通し機 	登録 0471223 糸繰り器 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		
部分整経機	箆通し機	糸繰り器

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-1300	織機

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
K5-130	全	織機			
K5-131	全	力織機			
K5-132	全	手織り機			
参考分類・参考物品					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
力織機	手織り機	綿織機			
絹織機	人絹織機	毛織機			
麻織機	タペット織機	ドビー織機			
ジャガード織機	タオル織機	帆布織機			
カーペット織機					
定義					
織物を製織する機械の総称。 動力で製織する力織機と、人力で製織する手織り機が含まれる。					
登録 1005922 織機	登録 0927212 ビーズ織り機	登録 1010040 手織機	登録 1139490 手織機		
					
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)					
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)					
過去に分類した物品の名称					
織機	手織機	自動織機			
はた織り機	卓上用手織機				

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-139	織機用部品及び付属品

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-190	一	繊維機械部品及び付属品
K5-193	全	織機用シャトル
K5-194	全	織機用おさ

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
織機用シャトル	織機用おさ	織機用綜絨枠

定義

織機にのみ使用する部品及び付属品。
 織機に使用されることが明らかな形態のものや、物品名等に「織機用」と記載されているものに限定する。

登録 0605411
 シャトル

登録 0441902-002
 織物用箆

登録 1141159
 織物用綜絨

<p>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</p> <p>この分類に含まれない物品</p> <p>紡績機械用部品及び付属品(K5-119)</p> <p>編み機用部品及び付属品(K5-16900)</p> <p>その他の繊維機械用部品及び付属品(K5-190)</p>		
<p>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</p>		
<p>過去に分類した物品の名称</p>		
織機用シャトル	織機用おさ	織機用綜統
織機用給糸スタンド	織機用測貯ドラム	

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-1500	染色機械等

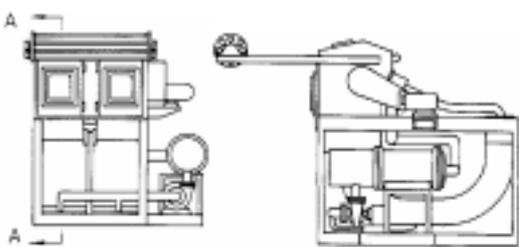
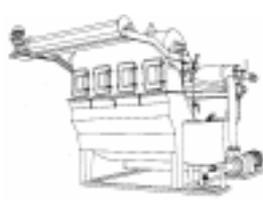
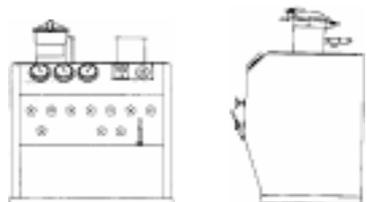
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-150	全	染色仕上機械等
K5-151	全	染色機械
K5-152	全	染色仕上機械

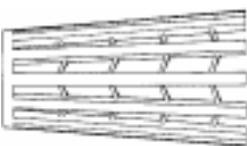
参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
バラ毛染機	チーズ染機	反染機
な染機	幅出し機	起毛機
あざみ起毛機	針金起毛機	

定義
 染色を施す機械や染色の仕上げ、準備の工程を行う機械、あるいはそれらの機械にのみ使用する部品及び付属品も含む。

登録 0663980 液流染色機 	登録 0892236 加圧式高速染色仕上機械 	登録 0155357 染色試験機 
--	---	--

登録 0652955 染色用ポビン 	登録 0442534-001 センリヨウサン 	登録 0287928 起毛器 
---	--	---

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
 この分類に含まれない物品
 捺染台(K5-22)

分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）

染色機械用部品及び付属品はK5-190（繊維機械部品及び付属品）よりも当分類に優先して分類する。

過去に分類した物品の名称

液流染色機	糸染色機	染色用ボビン
捺染用スケージ	加圧式高速染色仕上機械	起毛機
染料差し		

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-1600	編み機

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-160	全	手編み機
K5-14	全	メリヤス機械

参考分類・参考物品

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品

編み機	手編み機	横編み機
縦編み機	丸編み機	ゴム編み機
靴下編み機	トリコット機	魚網編み機

定義

動力や人力によって、糸や毛糸等を編む機械。ただし、編み棒等は含まない。(→CO-3代)

<p>登録 1005372 丸編み機</p> 	<p>登録 0891742 横編機本体</p> 	<p>登録 0601369 手編機</p> 
--	---	--

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

編み機	手編み機	横編み機
丸編み機	靴下編み機	

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-16900	編み機用部品及び付属品

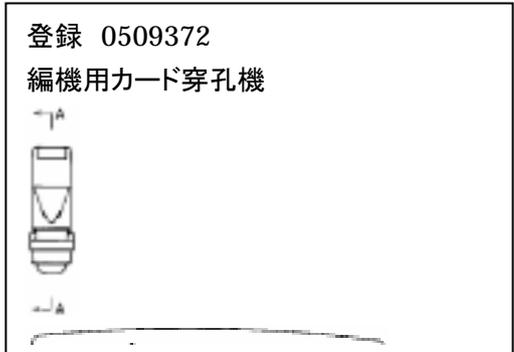
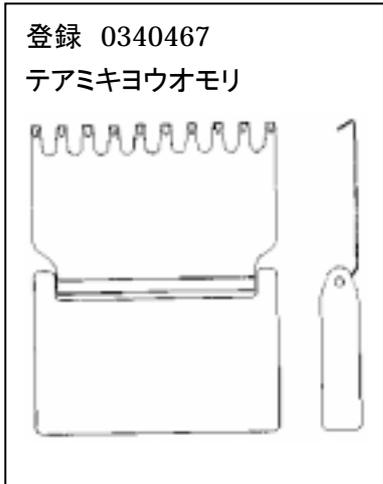
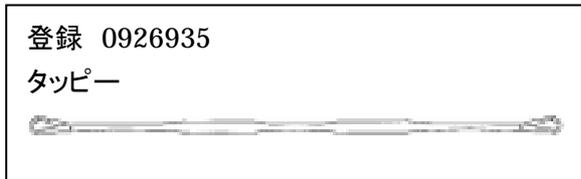
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-1690	全	手編み機部品及び付属品
K5-1691	全	手編み機用キャリッジ
K5-1692	全	手編み機用編み針

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
F3-11200	パンチカード

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
編み機用編み針	編み機用目移し針	手編み機用キャリッジ
手編み機用おもり	手編み機用つまみ	

定義
 編み機にのみ使用する部品及び付属品。
 編み機に使用されることが明らかな形態のものや、物品名等に「編み機用」と記載されているものに限定する。
 注)手編み機用パンチカードを含む。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**この分類に含まれない物品**

紡績機械用部品及び付属品(K5-119)

織機用部品及び付属品(K5-139)

その他の繊維機械用部品及び付属品(K5-190)

編機用台(K5-22)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**過去に分類した物品の名称**

編機用編針	タッピー	編機用目移し針
手編み機用キャリッジ	編機用カード穿孔機	手編み機用おもり

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-17	蚕糸機械

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-17	全	蚕糸機械

参考分類・参考物品

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

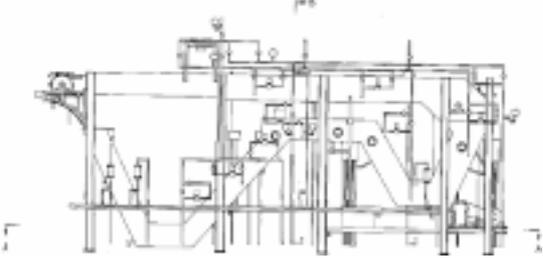
この分類に含まれる物品

糸車		
----	--	--

定義

蚕の繭から繊維を取り出して生糸をつくるまでの工程で使用する機械。
生糸生成後の工程(製織、染色)を行う機械類は除く。

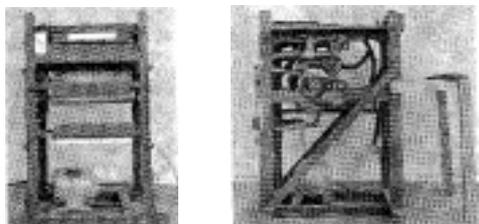
登録 0808891
煮繭機



登録 0351968-001
シュウケンキ



登録 0244601
繭の毛羽根取機



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
繭以外の原料(綿や毛)から糸をつくる紡績機械はK5-11に分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		
煮繭機	収繭機	繭の毛羽根取機

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-1900	繊維機械部品及び付属品

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-190	—	繊維機械部品及び付属品

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
繊維用ガイド		

定義

繊維機械にのみ使用する部品及び付属品。ただし、紡績機械用、織機用、染色機械用、編み機用に限定されるものは除く。(下記参照) また、繊維機械用縫い針も除く。(→K5-2391)

登録 1114924
繊維ガイド

登録 1115491
ワイヤソー用ガイドプーリ台

登録 1005160
経糸配列用セパレータ

登録 1033793
巻取りビーム用フランジ

登録 0976236
プレッシャーバー

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**この分類に含まれない物品**

紡績機械用部品及び付属品(K5-119)

織機用部品及び付属品(K5-139)

染色機械用部品及び付属品(K5-1500)

編み機用部品及び付属品(K5-16900)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**過去に分類した物品の名称**

繊維用ガイド	交絡加工用ノズル	経糸配列用セパレータ
巻取りビーム用フランジ		

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-20	繊維製品二次加工用機械器具

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-20	全	繊維製品二次加工用機械器具

参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
C0-30	裁縫具	

再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

この分類に含まれる物品		
刺しゅう機	布裁断機	ホック取付け機
芯地接着機	自動ボタン付け機	カーペット用縁かがり機
シャツ仕上折畳み機	ズボン仕上用整形機	

定義

K5-2代共通の定義

繊維製品に裁断、整形、縫合、刺繍などの二次的加工を施す機械。手芸用は除く。(→C0-3代)

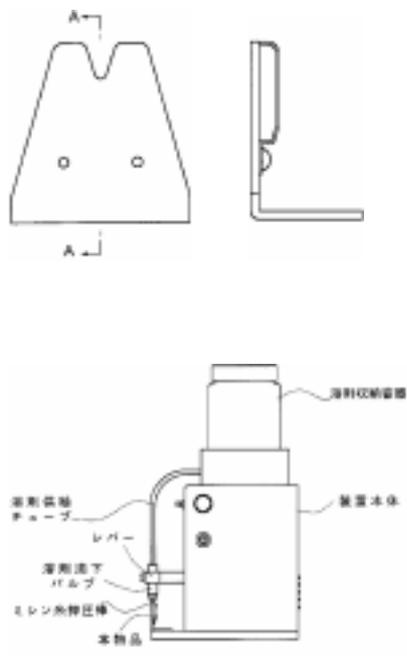
K5-20には下位分類に属さないものを分類する。

また単独で機械として使用できるものだけでなく、部品及び付属品も含む。

登録 1128335
刺繍機



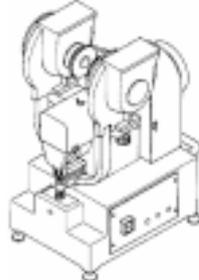
登録 0974040
ボタン受



登録 0874498
ズボン仕上機



登録 0875948
自動ボタン付け機



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

この分類に含まれない物品

刺しゅう用枠、ミシン用刺繍機(K5-2390)

※手芸用刺しゅう枠はC0-38。

分類付与運用メモ（付与優先関係、懸案事項など）		
過去に分類した物品の名称		
刺しゅう機	布裁断機	ホック取付け機
ズボン仕上用整形機	ミシン用刺繍機	布地加熱接着機

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-21	繊維製品加工用型枠

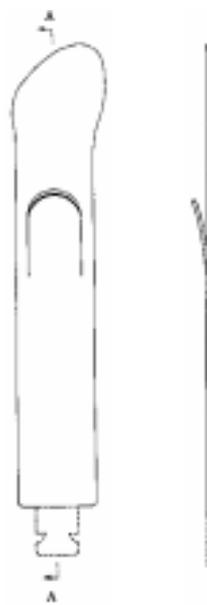
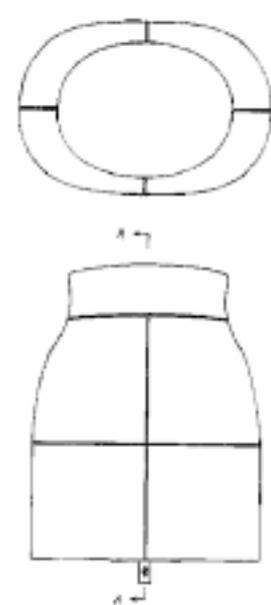
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-21	全	繊維製品加工用型枠

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
手袋仕上用型板	靴下仕上用型枠	立体プレス用人体型

定義
 繊維製品を一定の形状に成形する際に使用する型枠。平板のものと立体的なものがある。
 型枠を使用して成形するプレス機等の機械類は含まない。(→K5-20)

<p>登録 1080218 くつ下のセット用治具</p> 	<p>登録 0297346-004 地下たび成型用具</p> 	<p>登録 0472918 スカート検品用ボデー</p> 
--	--	--

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		
手袋仕上用型板	靴下仕上用型枠	

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-22	繊維製品加工用作業台

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-22	全	繊維製品加工用作業台

参考分類・参考物品

分類記号	分類の名称 または 物品の名称
K1-55	工作台
D7-140	テーブル、机、カウンター等
D7-141	テーブル、机(机上棚と袖引き出し両方なし型)

再掲載指示

分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品

布裁断台	捺染台	
------	-----	--

定義

繊維製品を生産、または繊維製品に加工を施す際に使用する台やテーブル。

<p>登録 0374345-004 サイダンダイ</p> 	<p>登録 0462173 シンウダイ</p> 	<p>登録 0402291 テアミキヨウキヤビネット</p> 
<p>登録 0407789 ナセンダイ</p>  		

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

この分類に含まれない物品

マシン用テーブル(K5-2394)

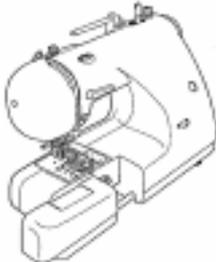
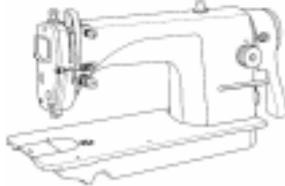
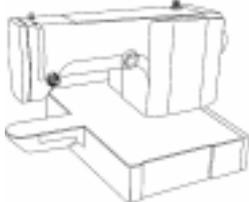
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

手編機用台や捺染台は、編み機用部品及び付属品(K5-16900)や染色機械用部品及び付属品(K5-1500)ではなく、当分類に優先的に分類する。

過去に分類した物品の名称

布裁断台	捺染台	手編機用台
刺繍台		

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-2300	ミシン

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
K5-230	全	ミシン	
K5-230A	全	ミシン(グースネック型)	
参考分類・参考物品			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
再掲載指示			
分類記号	分類の名称 または 物品の名称		
この分類に含まれる物品			
ミシン	ミシン本体		
定義			
<p>原則として、織物、紙、皮などを縫い合わせる機械。手回し、足踏み、電動式などがあり、単機能のものから刺しゅうやボタン取付等の機能を併せ持つ多機能のものがある。</p>			
登録 1176414 ミシン 	登録 1158736 ミシン 	登録 1166106 ミシン 	登録 1115776 ミシン 
登録 0722104 ミシン 			
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)			
この分類に含まれない物品			
刺繍機(K5-20)			
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)			
「ミシン」という記載しかなくても、形態が工業用ミシンに近似していれば、当分類ではなく、K5-2301(工業用ミシン)に優先的に分類する。			
過去に分類した物品の名称			
ミシン	ミシン本体		

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
K5-2300	A	操作ボタン配列型

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-230	—	ミシン
K5-230A	—	ミシン(グースネック型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

定義(図例必須)
 ミシン本体に、複数の操作ボタンが配列されたもの。液晶タッチパネル内の操作ボタンを含む。操作ボタンかどうか不明のものや、操作ボタンが一つだけのものは除く。



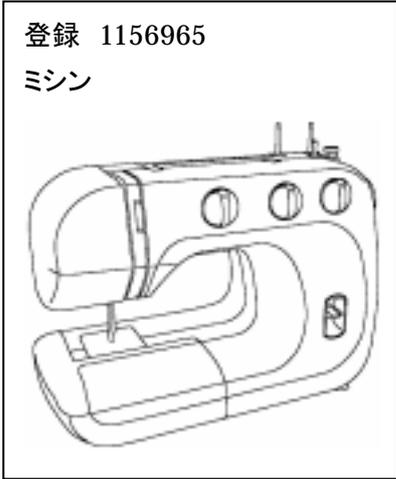
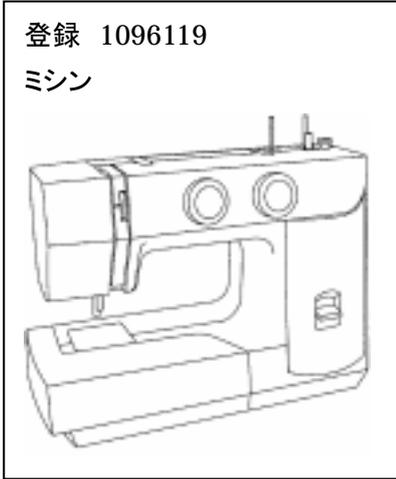
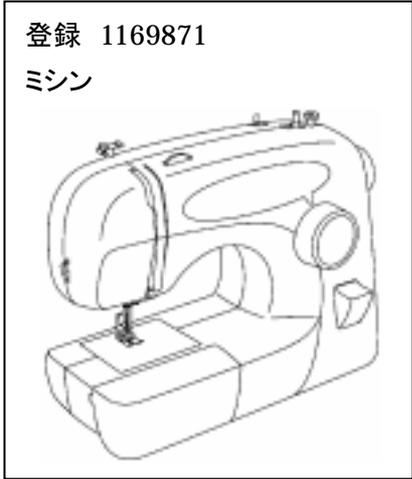
他のDタームとの関係(付与しない意匠)

分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)
 K5-2300A(操作ボタン配列型)とK5-2300B(操作つまみ付型)の両方に該当するものは、両方のDタームを付与する。

このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。

過去に分類した物品の名称	
ミシン	ミシン本体

意匠分類記号	Dターム記号	Dタームの名称
K5-2300	B	操作つまみ付型

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-230	—	ミシン
K5-230A	—	ミシン(グースネック型)
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
定義(図例必須)		
<p>ミシン本体のアーム部の正面側に、操作つまみ(つまんで回す形)が付いたもの。 操作つまみかどうか不明のものは除く。</p>		
登録 1156965 ミシン 	登録 1096119 ミシン 	登録 1169871 ミシン 
他のDタームとの関係(付与しない意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先順位、懸案事項など)		
K5-2300A(操作ボタン配列型)とK5-2300B(操作つまみ付型)の両方に該当するものは、両方のDタームを付与する。		
このDタームと複数付与しないDターム		
記号	Dタームの名称	左記Dタームを複数組み合わせた意匠には を付与する。
過去に分類した物品の名称		
ミシン	ミシン本体	

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-2301	工業用ミシン

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-230B	全	ミシン(工業用ミシン型)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
オーバーロックミシン	カーペット用縁かがりミシン	袋口縫いミシン
刺しゅう縫いミシン	ボタンつけ用ミシン	ボタン穴かがり用ミシン
ボタン穴ミシン	キルティングミシン	

定義

主に縫製工場で使われるミシンで、直線縫いや、かがり縫い、ボタン付け用など用途別の専用ミシンが分類される。

登録 1184357 ミシン 	登録 1165483 ミシン 	登録 1142492 工業用ミシン 	登録 0647828 ボタン穴ミシン 
--	--	--	--

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

この分類に含まれない物品

刺繍機(K5-20)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

家庭用であっても、特殊な単機能のミシンで形態が工業用ミシンに類似していれば、K5-2300(ミシン)ではなく、この分類に優先的に付与する。(ロックミシンなど)

過去に分類した物品の名称		
オーバーロックミシン	袋口縫いミシン	刺繍縫いミシン
キルティングミシン		

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-231	ハンドミシン

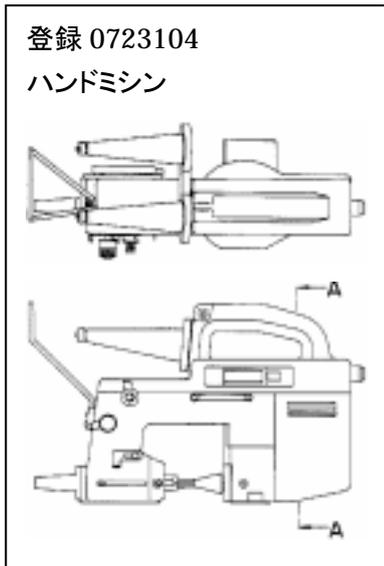
対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-231	全	ハンドミシン

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
ハンドミシン		

定義
 容易に持ち運びができる程度の大きさのミシンで、主に、片手で持って布地を挟むようにして縫うものが含まれる。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
 ハンドミシンであっても、形態が普通の家庭用ミシンに近似するものはK5-2300。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		
ハンドミシン		

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-2390	ミシン部品及び付属品

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-2390	全	ミシン部品及び付属品

参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
C0-30	裁縫具	

再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	

この分類に含まれる物品		
ミシン用糸立て台	ミシン用足踏み板	ミシン用糸切り具
ミシン用刺繍機		

定義

K5-239代共通の定義
 ミシン、工業用ミシンにのみ使用する部品及び付属品。ただし、手芸用は除く。(→C0-3代)
 K5-2390には下位分類に属さないものを分類する。
 刺しゅう枠、ミシン用刺繍機を含む。

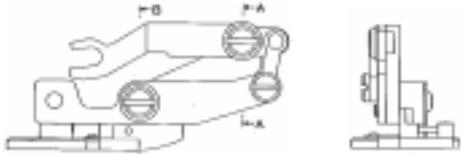
登録 1156655
2本針ミシン用の針板



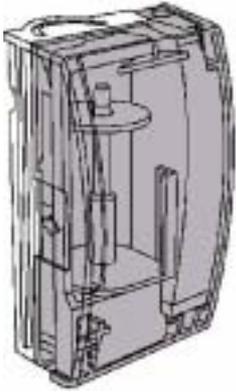
登録 1165599
ミシン用糸立台



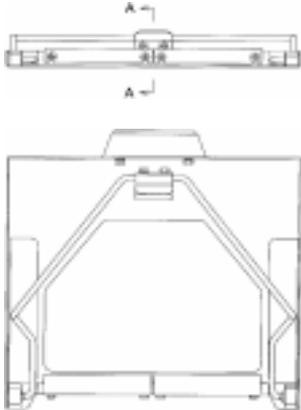
登録 1140997
ミシン用サイドカッター



登録 1145553
ミシン用上糸カセット



登録 1115361
刺繍枠



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

この分類に含まれない物品

手芸用の刺しゅう枠(C0-38)

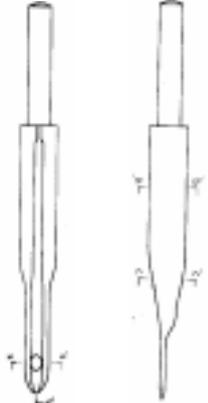
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

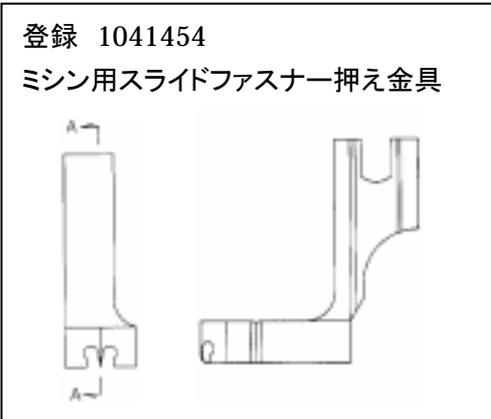
ミシン用糸立て台

ミシン用糸切り具

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-2391	ミシン針

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-2391	全	ミシン針
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
CO-34	裁縫針	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
ミシン針	刺しゅう用ミシン針	
定義		
<p>ミシンなどの縫合機械用の針。手芸用の裁縫針は除く。 ミシン以外の繊維製品加工機械用の縫い針も含む。</p>		
登録 1116190 かつら製造用縫い針 	登録 0269055 シシュウミシンヨウハリ 	
登録 0720067 ミシン針 		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
この分類に含まれない物品		
裁縫針(CO-34)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		
ミシン針	刺しゅう用ミシン針	

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-2392	ミシン用押え

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-2392	全	ミシン用押え
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
ミシン用押え		
定義		
ミシン本体のアーム先端に取り付けられて、縫う際に布地を押さえるためのもの。		
登録 1127985 ミシン用押え金 	登録 1041454 ミシン用スライドファスナー押え金具 	登録 0883329-001 ミシンの布押さえ 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		
ミシン用押え		

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-2393	ミシン用目盛板及びミシン用つまみ

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-2393	全	ミシン用目盛板及びミシン用つまみ

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H1-04	電気電子機器用取手、つまみ等

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
ミシン用調節目盛板	ミシン用模様選択ダイヤル	

定義

ミシン本体に取り付けられて、縫う速度や縫い目模様の選択を行うための目盛板及びつまみ。

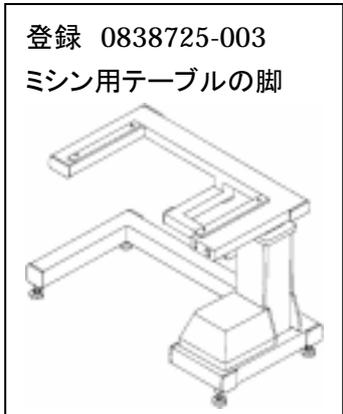
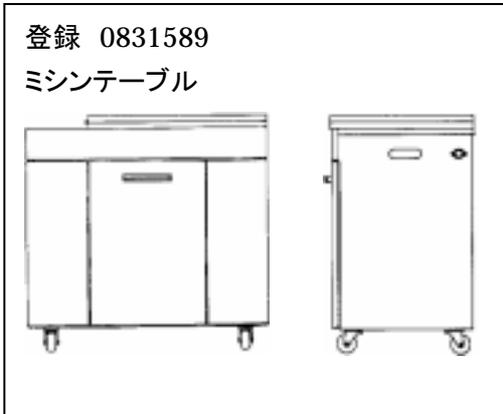


他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

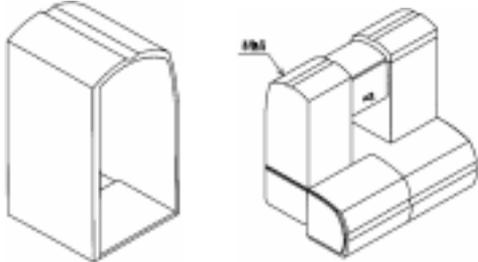
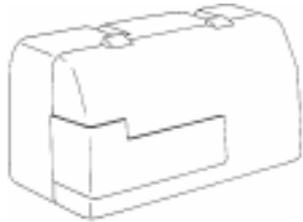
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		
ミシン用調節目盛板	ミシン用調節つまみ	

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-2394	マシン用テーブル及びマシン用キャビネット

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-2394	全	マシン用テーブル及びマシン用キャビネット
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
D7-140	テーブル、机、カウンター等	
D7-141	テーブル、机(机上棚と袖引き出し両方なし型)	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
マシン用テーブル	マシン用キャビネット	
定義		
作業時にマシンを置くテーブル。		
登録 0838725-003 マシン用テーブルの脚 	登録 0831589 マシンテーブル 	登録 0719504 マシン用テーブル 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		
マシン用テーブル	マシン用キャビネット	

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-2395	ミシン用ケース

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-2395	全	ミシン用ケース
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
ミシン用ケース		
定義		
ミシンを収納するケースや部分的に覆うカバー。		
登録 1128129 ミシンケース 	登録 1122081 家庭ミシン用カバー 	登録 1004539 ミシン用ケース 
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)		
過去に分類した物品の名称		
ミシン用ケース		

意匠分類記号	意匠分類の名称
K5-2396	ミシン用ボビン及びミシン用ボビンケース

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」

旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
K5-2396	全	ミシン用ボビン及びミシン用ボビンケース

参考分類・参考物品

分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C0-33	裁縫用糸巻き

再掲載指示

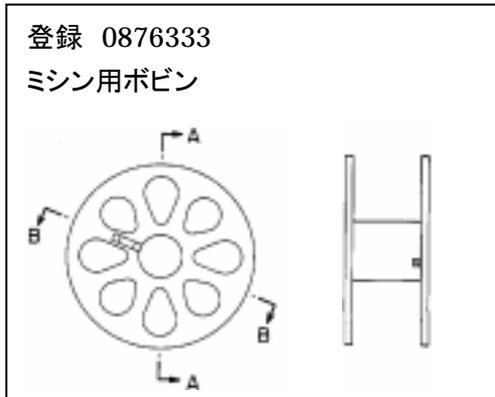
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品

ミシン用ボビン	ミシン用ボビンケース	
---------	------------	--

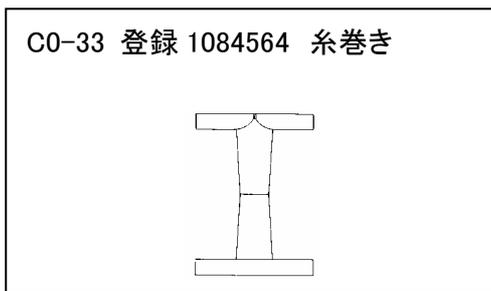
定義

ミシン用の糸巻き芯、あるいは、その巻き芯をミシン本体にセットするときに巻き芯を入れるケース。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

裁縫又は手芸用の糸巻きはC0-33に分類する。



分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称

ミシン用ボビン	ミシン用ボビンケース	